

危機管理体制と責任

(1) 危機管理体制

緊急時には、情報の収集と伝達を迅速に行い、遅延なく意思決定と指揮命令を実施しなけれならぬため、当会では理事長を対策本部長とする下記の危機首題体制を敷く。また、事務局を総務部とし、①平常時における全社的な対策を推進することとする。②具体的な事前の被害抑止活動やイベントスタッフの教育や訓練を実施することとする。

(2) 対策本部長 代行順位は以下の通りとする。

- 第1 優先順位：理事長
- 第2 優先順位：副理事長
- 第3 優先順位：総務部

危機管理組織図

